

一般事業主行動計画

当院の職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をすることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年6月1日 ～ 令和6年5月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和4年6月～ 制度に関するリーフレットを作成し職員に配布